

第3章 母子保健

さいたま市では、1保健所各区1保健センター(10区)体制で地域密着型のきめ細かい保健サービスの提供に努めている。

1 届出等

(1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理

[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]

母子健康手帳は、妊娠・出産包括支援センター、各区役所区民課、支所及び市民の窓口で交付している。

さらに、妊娠・出産包括支援センター及び保健センターでは、保健指導を受けることが必要である産婦・新生児の出生等を早期に把握するため、母子健康手帳に添付されている出生連絡票の提出を促している。

〈根拠法令等：母子保健法第16条、第18条、第22条〉

母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理件数(低体重児届出の受理を含む)

	母子健康手帳 交付数 (部)	体重別の届出数							訪問希望の有無			
		999g	1,000g	1,500g	2,000g	2,500g	4,000g	計	有	無	計	
総 数	10,783	14	37	133	750	8,008	57	8,999	7,311	1,734	9,045	
内訳	西 区	811	2	3	7	52	705	6	775	593	185	778
	北 区	1,119	0	3	15	88	866	5	977	779	201	980
	大宮区	1,201	0	4	11	61	672	6	754	611	143	754
	見沼区	961	1	7	12	80	803	6	909	710	207	917
	中央区	808	2	2	14	57	583	4	662	544	122	666
	桜 区	550	1	4	5	60	482	2	554	445	112	557
	浦和区	1,651	1	4	25	111	1,127	7	1,275	1,113	163	1,276
	南 区	1,884	4	4	20	132	1,359	11	1,530	1,278	258	1,536
	緑 区	1,224	3	3	16	67	884	5	978	782	211	993
	岩槻区	574	0	3	8	42	527	5	585	456	132	588

(2) 妊娠・出産包括支援センター事業

[妊娠・出産包括支援センター]

平成29年4月から妊娠・出産包括支援センターを10区に設置し、各種事業を実施している。母子保健相談員(保健師、助産師の有資格者)が、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、アンケートや面接から支援が必要な方を早期に把握することで、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで応じ、情報提供や必要なサービスを利用できるよう調整している。全ての妊婦を把握し、継続支援の必要な方へ支援プランを作成して、地区担当保健師や他機関と連携し切れ目のない支援を行っている。

〈根拠法令等：母子保健法第22条〉

アンケート実績(※転入分も含む)【住民登録地別】

内 訳	住民登録地別 アンケート受理数	再掲		再掲 2次設問の方法		
		※2次設問実施者数	面接	電話	訪問	
			総 数	11,662	10,701	8,954
内 訳	西区	928	891	811	80	0
	北区	1,258	1,221	1,055	166	0
	大宮区	1,053	973	817	154	2
	見沼区	1,157	1,142	931	211	0
	中央区	928	683	546	137	0
	桜区	708	681	563	118	0
	浦和区	1,604	1,492	1,066	420	6
	南区	2,089	1,938	1,719	219	0
	緑区	1,214	963	863	100	0
	岩槻区	723	717	583	134	0

2 健康教育

(1) 出産前教室

[保健センター]

初めて出産する妊婦とその夫等を対象に、妊婦の健康の保持・増進、両親の育児協力を促すことを目的とし、妊娠・出産・育児に関する講義・実習等を実施している。

各区により、母親学級と両親学級の単独型もしくは合体コース制をとっている。

〈根拠法令等：母子保健法第9条〉

①母親学級実施状況

内 訳	実施回数	参 加 人 員								内 容	
		母 親		父 親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
内 訳	総 数	92	1,020	1,344	2	2	0	0	1,022	1,346	①座談会 ②妊娠中の保健と生活 ③母子健康手帳の使い方 ④お産の準備と経過 ⑤産後の生活 ⑥妊娠中の食生活及び調理実習 ⑦歯科医師による口腔チェック ⑧ブランシング実習 ⑨赤ちゃんと育児
	西 区	12	108	108	0	0	0	0	108	108	
	北 区	14	162	300	0	0	0	0	162	300	
	大宮区	10	95	173	0	0	0	0	95	173	
	見沼区	11	71	118	0	0	0	0	71	118	
	中央区	7	149	149	0	0	0	0	149	149	
	桜 区	6	32	32	1	1	0	0	33	33	
	浦和区	11	237	237	1	1	0	0	238	238	
	南 区	5	88	88	0	0	0	0	88	88	
	緑 区	8	47	79	0	0	0	0	47	79	
	岩槻区	8	31	60	0	0	0	0	31	60	

②両親学級実施状況

内 訳	実施回数	参加人員								内 容	
		母 親		父 親		その他の		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総 数	80	1,794	1,794	1,774	1,774	3	3	3,571	3,571	・妊娠・出産・育児に関する講義 ・沐浴実習・妊婦体験	
西 区	6	91	91	90	90	0	0	181	181		
北 区	7	181	181	178	178	0	0	359	359		
大宮区	9	193	193	194	194	0	0	387	387		
見沼区	6	119	119	119	119	0	0	238	238		
中央区	7	166	166	163	163	0	0	329	329		
桜 区	5	77	77	76	76	0	0	153	153		
浦和区	11	307	307	308	308	0	0	615	615		
南 区	15	397	397	388	388	1	1	786	786		
緑 区	9	185	185	182	182	1	1	368	368		
岩槻区	5	78	78	76	76	1	1	155	155		

(2) ふたご支援事業

[保健センター]

ふたご以上の妊婦と保護者同士が、お互いに情報交換をすることおよび必要な情報を得ることにより、育児不安を軽減できることを目的とし、各区の実情に応じて実施(「ふたごの集い」として交流の場を設ける、自主グループ支援を行う。)している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

①「ふたごの集い」を実施

内 訳	実施回数	参加人員						計
		妊婦	母	父	児	その他		
総 数	17	22	123	3	243	19	410	
西 区	2	1	10	0	20	3	34	
北 区	3	3	10	0	20	2	35	
大宮区	0	0	0	0	0	0	0	
見沼区	2	0	14	0	28	2	44	
中央区	1	3	3	0	4	0	10	
桜 区	1	1	4	0	8	0	13	
浦和区	3	8	42	2	83	3	138	
南 区	2	4	31	0	62	5	102	
緑 区	2	1	8	1	16	1	27	
岩槻区	1	1	1	0	2	3	7	

②自主グループ支援を実施

大宮区で 10 回・見沼区で 10 回実施した。

(3) 育児学級

[保健センター]

おおむね2～3か月の乳児とその保護者を対象に、育児についての学習、遊びを通じての親子のふれあい、育児についての悩みを話し合う等、親同士の交流の場を作り、育児不安の軽減を図るため、保健センターで育児学級を実施している。

〈根拠法令等：母子保健法第9条〉

育児学級実施状況

実施回数	参加人員					内 容	
	母親	父親	児	その他	計		
総 数	107	2,630	125	2,643	94	5,492	
内 訳	西 区	6	109	1	110	1	221
	北 区	11	227	21	227	0	475
	大宮区	11	196	15	196	4	411
	見沼区	11	202	4	202	2	410
	中央区	5	175	4	175	4	358
	桜 区	5	72	4	72	0	148
	浦和区	11	321	20	325	4	670
	南 区	31	1,013	44	1,020	75	2,152
	緑 区	10	206	10	207	4	427
	岩槻区	6	109	2	109	0	220

(4) 離乳食教室

[保健センター]

4～5か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方、調理方法を知り、離乳食に対する不安の解消・軽減を図ること、また、乳児期の成長・発達を知り、子どもの健全な育成を図ることを目的として、保健センターで離乳食教室を実施している。

〈根拠法令等：母子保健法第9条〉

離乳食教室実施状況

実施回数	参加人員					内 容	
	母 親	父 親	児	その他の	計		
総 数	121	2,614	166	2,374	25	5,179	
内 訳	西 区	11	188	13	170	2	373
	北 区	11	319	26	296	1	642
	大宮区	11	248	15	227	6	496
	見沼区	11	189	13	168	1	371
	中央区	11	263	8	236	3	510
	桜 区	11	152	14	148	3	317
	浦和区	11	399	24	357	2	782
	南 区	22	496	18	458	3	975
	緑 区	11	222	18	194	4	438
	岩槻区	11	138	17	120	0	275

(5) 親子教室

[保健センター]

発達や情緒において遅れのある幼児とその保護者に対し、集団による指導や交流できる場を提供し、併せて全体的な発達を促しながら、幼児の健やかな育成及び保護者の不安の軽減を図ることを目的として、保健センターで親子教室を実施している。

〈根拠法令等：母子保健法第9条〉

親子教室実施状況

実施回数		参加人員										内容	
		母親		父親		児		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数		193	265	1,373	32	54	262	1,408	60	214	619	3,049	
内訳	西 区	16	33	113	4	6	27	114	6	24	70	257	
	北 区	21	23	136	2	3	25	149	6	25	56	313	
	大宮区	18	23	118	3	10	24	130	4	24	54	282	
	見沼区	21	37	162	7	7	36	162	7	17	87	348	
	中央区	19	26	133	5	14	27	133	3	12	61	292	
	桜 区	16	25	109	2	3	25	112	4	9	56	233	
	浦和区	21	25	157	2	2	25	157	5	7	57	323	
	南 区	20	33	175	2	3	33	179	15	53	83	410	
	緑 区	19	24	158	1	1	24	158	4	15	53	332	
	岩槻区	22	16	112	4	5	16	114	6	28	42	259	

(6) むし歯予防教室

[保健センター]

おおむね1歳～1歳5か月児とその保護者を対象に、生活習慣の形成等健康教育を実施すると共に1歳6か月児の歯科健康診査とフッ化物塗布の勧奨をしている。また、市立保育園児とその保護者等を対象に教室を開催している。

〈根拠法令等：母子保健法第9条〉

むし歯予防教室実施状況

①おおむね1歳～1歳5か月児

実施回数		参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数		1,357	63	1,373	22	2,815	【1コース1回】
内訳	西 区	10	93	7	96	1	197
	北 区	18	166	8	167	4	345
	大宮区	20	136	7	136	2	281
	見沼区	17	112	5	112	0	229
	中央区	21	141	8	144	1	294
	桜 区	11	80	1	81	0	162
	浦和区	22	221	12	222	8	463
	南 区	24	229	7	232	2	470
	緑 区	21	116	5	120	2	243
	岩槻区	7	63	3	63	2	131

②市立保育園(施設に歯科衛生士が直接巡回して実施)

	実施回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総 数	123	630	69	3,759	7	4,465	【1コース1回】
内 訳	西 区	11	37	6	395	3	441
	北 区	10	11	2	319	0	332
	大宮区	14	133	14	303	2	452
	見沼区	8	20	4	366	0	390
	中央区	19	111	11	372	0	494
	桜 区	11	64	7	402	1	474
	浦和区	10	0	0	467	0	467
	南 区	16	118	13	524	1	656
	緑 区	11	64	6	303	0	373
	岩槻区	13	72	6	308	0	386

(7) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会

[保健所]

保育園・幼稚園等の職員及び保育園・幼稚園児等の歯科疾患の予防につなげることを目的として歯科研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条、第 10 条 〉

保育園・幼稚園等職員歯科研修会実施状況

日時・会場	内 容	参加施設数・参加人員
9月17日 さいたま市保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 「乳幼児期における歯科保健について」 講師 保健所嘱託歯科医 ・実習 「むし歯や歯周病予防の実践について」 講師 保健所歯科衛生士 	<p>市立保育園 30 施設 30 人 私立保育園 19 施設 19 人 私立幼稚園 2 施設 2 人</p>
9月24日 さいたま市保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 「乳幼児期における歯科保健について」 講師 保健所嘱託歯科医 ・実習 「むし歯や歯周病予防の実践について」 講師 保健所歯科衛生士 	<p>市立保育園 22 施設 22 人 私立保育園 9 施設 9 人 児童相談所 1 施設 1 人</p>

(8) 地区健康教育

[保健センター]

公民館、小学校等の地区からの依頼により、保健所・保健センターの保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による地区健康教育を実施している。

〈根拠法令等：母子保健法第9条〉

地区健康教育実施状況

開催回数	総数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
150	1,329	39	3,115	238	4,721		
西 区	12	90	2	294	4	390	講義等
北 区	14	85	2	392	0	479	
大宮区	11	78	0	164	22	264	
見沼区	7	35	17	96	9	157	
中央区	28	147	14	445	155	761	
桜 区	10	105	2	136	1	244	
浦和区	8	107	1	161	1	270	
南 区	35	572	1	860	27	1,460	
緑 区	12	87	0	273	0	360	
岩槻区	13	23	0	294	19	336	

(再掲)むし歯予防教室

実施回数	総数	参加人員					内 容
		母親	父親	児	その他	計	
95	689	19	2,507	112	3,327		各施設で実施 ・講義 ・必要に応じて実習(ブラッシング実習、歯垢染色、唾液検査、位相差顕微鏡にて細菌観察等)
9	64	2	267	0	333		
10	46	0	352	0	398		
8	61	0	146	22	229		
3	27	1	86	0	114		
17	92	14	391	68	565		
6	37	0	98	0	135		
6	85	1	139	1	226		
15	209	1	505	2	717		
8	45	0	229	0	274		
13	23	0	294	19	336		

(9) 思春期保健事業

[地域保健支援課]

市内小・中学生、高校生等の思春期にある子どもとその保護者、並びに関係者を対象に平成29年度から思春期保健事業を実施している。

（根拠法令等：母子保健法第9条）

①思春期保健教室

市内14校（小学校8校、中学校6校）で実施した。

		参加者数
総 数		1,944
内 訳	小学生	590
	中学生	1,015
	高校生	0
	教職員	104
	保護者	231
	その他	4

②思春期保健に関する連携会議

日時：令和元年7月26日（金）9:00～11:10

会場：大宮区役所保健センター 指導講座室

内容：思春期保健事業の説明

埼玉県助産師会さいたま市地区によるミニ講座「思春期教室の実際」

意見交換

3 健康相談

(1) 育児相談・来所健康相談・電話相談

[保健所・保健センター]

乳幼児の発達や保護者の育児不安などに關し適切な保健指導を行い、不安の解消さらには子どもの健全な発達を促すため、保健所・保健センターで各種相談を実施している。

〈根拠法令等：母子保健法第10条〉

育児相談実施状況

実施回数	乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数	315	5,101	8,490	2,074	4,325	8	8	33	33	57	57	7,273	12,913
西区	32	329	605	265	389	0	0	4	4	3	3	601	1,001
北区	34	342	1,008	239	513	0	0	1	1	0	0	582	1,522
大宮区	33	236	677	177	521	0	0	1	1	0	0	414	1,199
見沼区	30	249	544	224	405	1	1	1	1	2	2	477	953
中央区	27	211	571	172	393	3	3	0	0	0	0	386	967
桜区	28	157	413	134	338	3	3	1	1	0	0	295	755
浦和区	20	338	403	262	288	0	0	0	0	17	17	617	708
南区	52	2,770	2,979	163	221	0	0	1	1	22	22	2,956	3,223
緑区	30	256	639	266	612	1	1	21	21	13	13	557	1,286
岩槻区	29	213	651	172	645	0	0	3	3	0	0	388	1,299

※地区依頼の相談も含む

来所健康相談状況

	乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計		
	実人員	延人員	実人員	延人員									
総数	2,612	2,966	2,269	2,843	9,610	9,610	1,555	1,555	1,722	1,722	17,768	18,696	
保健センター	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	西区	113	129	209	223	901	901	86	86	186	186	1,495	1,525
	北区	245	288	332	429	1,095	1,095	106	106	135	135	1,913	2,053
	大宮区	176	212	180	244	1,036	1,036	93	93	266	266	1,751	1,851
	見沼区	188	230	229	329	918	918	71	71	109	109	1,515	1,657
	中央区	175	206	229	292	610	610	106	106	217	217	1,337	1,431
	桜区	140	150	102	125	570	570	42	42	121	121	975	1,008
	浦和区	340	423	345	402	1,211	1,211	259	259	230	230	2,385	2,525
	南区	331	370	267	323	1,597	1,597	41	41	148	148	2,384	2,479
	緑区	734	741	185	213	1,003	1,003	664	664	144	144	2,730	2,765
	岩槻区	170	217	191	263	669	669	87	87	166	166	1,283	1,402

電話相談件数

	延人員											計	
	妊婦	産婦	乳児			幼児	学童		その他				
			新生児	未熟児	乳児		小学生	中学生	20歳未満	左記以外			
総数	5,002	1,564	605	262	5,185	7,573	553	252	213	775	21,984		
保健所	53	12	0	0	11	41	0	0	0	32	149		
保健センター	西区	236	41	23	3	119	314	22	1	13	24	796	
	北区	777	411	85	30	647	1,042	62	33	22	15	3,124	
	大宮区	546	80	45	34	616	732	21	12	14	32	2,132	
	見沼区	476	91	82	15	337	734	37	5	5	20	1,802	
	中央区	167	91	48	42	433	605	48	34	25	105	1,598	
	桜区	315	83	22	24	370	509	9	5	2	8	1,347	
	浦和区	796	130	73	12	589	692	74	35	62	42	2,505	
	南区	211	155	102	63	924	995	114	82	34	81	2,761	
	緑区	343	137	43	14	494	882	50	21	21	136	2,141	
	岩槻区	1,082	333	82	25	645	1,027	116	24	15	280	3,629	

4 健康診査

(1) 妊婦健康診査

[保健所・保健センター]

妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため健康診査(超音波検査、B群溶血性連鎖球菌検査等を含む)と下記の検査等の費用の一部を助成している。

〈根拠法令等：母子保健法第13条〉

妊婦健康診査受診状況(人)

妊婦健康診査	120,918
HIV抗体検査	9,833
HBs抗原検査	9,809
HCV抗体検査	9,813
子宮頸がん	9,407
HTLV-1抗体検査	9,828
性器クラミジア検査	9,741

※妊婦健康診査は1～14回目の受診者延数

(2) 産婦健康診査

[保健所・保健センター]

産婦の健康の増進、母子への支援の充実及び経済的負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために、出産後概ね1か月程度の産婦に対し、産婦健康診査として基本的な健康診査とこころの健康チェックを実施している。

〈根拠法令等：母子保健法第13条〉

産婦健康診査費用助成件数	7,784
--------------	-------

(3) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児を対象に、市内個別医療機関において乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査を実施

〈根拠法令等：母子保健法第12条、第13条〉

乳幼児健康診査実施状況

	4か月児健康診査	10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査	
対象	4か月～6か月未満児	10か月～12か月未満児	1歳6か月～2歳未満児 (歯科健診は3歳～4歳未満児)	3歳6か月～4歳未満児	
内容	①問診 ②身体測定 ③診察 ④必要とする乳児に対し保健指導、栄養指導等	①問診 ②身体測定 ③診察 ④尿検査(3歳児健診のみ実施) ⑤視聴覚検査 ⑥歯科健康診査 ⑦フッ化物塗布(1歳6か月児歯科健診時希望者へ実施) ⑧必要とする幼児に対し保健指導、栄養指導等			
実施場所	市内個別医療機関				
対象児数	10,468	10,746	10,818	11,333	
受診児数	10,153	10,306	10,426	10,506	
受診率	97.0%	95.9%	96.4%	92.7%	
一般健康診査	特になし 指導 経過観察 再検査(尿・目・耳) 精密健康診査紹介 乳幼児発達健康診査 要治療 加療中 医師から市への指示事項あり(再掲)	8,762 408 549 8 302 448 94	8,639 474 992 115 191 408 166	8,808 591 895 198 245 427 145	7,893 1,203 1,066 862 942 109 63 542 135
歯科健康診査	対象児数 受診児数 受診率 フッ化物塗布実施数(延)※ むし歯なし むし歯あり むし歯の総本数 一人平均むし歯本数 不正咬合あり(人) 軟組織異常あり(人) その他異常あり(人)			10,818 9,288 85.9% 13,548 9,182 106 320 0.03 858 643 453	11,471 9,169 79.9% 8,296 873 2,913 0.32 1,310 198 534

※ フッ化物塗布は1歳6か月～2歳6か月末満の間に2回受けることができる。

(4) 乳幼児健康診査未受診フォロー

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは、4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の未受診児に対してアンケートを送付している。アンケートの返信結果から現在の状況や心配事を把握し、返信のない児については電話・訪問等での状況把握に努め、必要に応じて保健師等が事後指導を行っている。さらに必要な場合には、継続支援を行っている。

〈根拠法令等：母子保健法第10条、第12条、第13条〉

未受診フォロー実施状況

(人)

		4か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
アンケート送付数		285	300	636
返信あり	返信数	189	140	338
	返信率	66.3%	46.7%	53.1%
	医療機関で受診	103	40	73
	特に心配なし	10	24	44
	保育園等	1	13	58
	忘れていた 忙しかった	36	37	105
	その他	39	26	57
	継続フォロー者(再掲)	23	8	10
	未返信者数	96	160	298
	医療機関で受診	16	10	14
返信なし	特に心配なし	1	12	14
	保育園等	2	7	23
	忘れていた 忙しかった	27	56	107
	その他	17	22	29
	他機関で状況確認	24	33	82
	市外転出	3	2	6
	確認中	3	18	25
	確認不可能	0	0	0
	継続フォロー者(再掲)	17	19	23

※「医療機関で受診」は実施医療機関以外での受診が主となっている。

※確認不可能とは、保健師が電話、訪問、手紙等で連絡をとったが、状況確認ができなかつたものをいう。

(5) 精密健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児健康診査において、より精密な健康診査を行う必要があると認められた乳幼児を対象に、疾病及び発達の遅れの早期発見、早期治療を図るため、市内個別医療機関において精密健康診査を実施している。

〈根拠法令等：母子保健法第12条及び第13条〉

精密健康診査受診状況

	精健票延交付枚数	延受診児数	受診率
4か月児健康診査	325	301	92.6%
10か月児健康診査	201	195	97.0%
1歳6か月児健康診査	255	233	91.4%
3歳児健康診査	1,097	910	83.0%

※交付枚数は、複数の精密健康診査受診票を発行していることがあるため、医師の判定事項(精密診査紹介)の数とは一致しない。

内 容 別 精 健 票 交 付 状 況 (件)

	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	合 計
総 数	325	201	255	1,097	1,878
心臓及び循環	8	5	9	17	39
消化器	0	0	0	0	0
皮 膚	38	12	8	9	67
四肢・脊柱	163	20	29	19	231
眼	31	49	75	626	781
耳・鼻	16	1	7	247	271
咽 頭	2	0	1	2	5
呼吸器	1	0	0	0	1
その他	66	114	126	177	483

(6) 乳幼児発達健康診査

[保健センター]

乳幼児健康診査や育児相談などで身体発育・精神言語発達について専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援を行っている。

〈根拠法令等：母子保健法第13条〉

【内容】①問診 ②計測 ③検査 ④診察 ⑤相談

乳幼児発達健康診査実施状況

	実施回数	乳 児		幼 児		合 計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総 数	158	40	42	976	1,104	1,016	1,146
内 証	西 区	14	2	2	99	109	101
	北 区	15	2	2	86	99	88
	大宮区	16	3	3	90	99	93
	見沼区	16	5	5	117	127	122
	中央区	12	4	4	66	69	70
	桜 区	15	6	6	79	100	85
	浦和区	18	7	7	143	162	150
	南 区	21	1	1	142	167	143
	緑 区	17	7	8	88	97	95
	岩槻区	14	3	4	66	75	69

5 訪問指導

(1) 妊産婦・新生児訪問指導

[保健センター]

保健センターでは、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要な妊婦、出生連絡票等で把握した新生児及び乳児とその保護者(里帰り出産を含む)を対象に、妊産婦・新生児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、保健師又は助産師が家庭訪問を実施している。

訪問の際には、自己記入方式質問票〔育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票〕を使用して、早期に産後の育児に関する状況や気持ちを把握し、育児不安の軽減や虐待予防のための支援をしている。

なお、妊産婦・新生児訪問指導を利用しない場合は、ハローエンゼル訪問により状況の確認をしていく。

〈根拠法令等：母子保健法第10条、第11条、第17条〉

妊産婦・新生児訪問指導実施状況 (人)

下段：助産師委託分(再掲)

	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	計	
総 数	2	6,680	826	307	5,625	13,440	
	0	6,202	702	173	5,376	12,453	
内 証	西 区	0	535	40	10	492	1,077
		0	501	31	4	471	1,007
	北 区	0	690	76	26	594	1,386
		0	673	75	22	581	1,351
	大宮区	0	554	56	16	488	1,114
		0	529	53	9	471	1,062
	見沼区	1	614	137	59	427	1,238
		0	524	103	17	406	1,050
	中央区	0	505	56	17	441	1,019
		0	433	37	6	392	868
桜 区	0	409	45	25	346	825	
		0	375	34	19	328	756
	浦和区	1	987	124	57	815	1,984
		0	948	113	45	798	1,904
南 区	0	1,171	97	57	1,034	2,359	
		0	1,120	85	43	1,001	2,249
緑 区	0	756	107	24	628	1,515	
		0	682	102	0	584	1,368
岩槻区	0	459	88	16	360	923	
		0	417	69	8	344	838

(2) 産後ケア事業

[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]

保健センターでは、出産後に心身の不調や育児不安がある等、育児支援を必要とする母子及びその家族を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、産後うつの予防や育児不安の解消を図るために産後ケア事業を実施している。

〈根拠法令等：母子保健医療対策総合支援事業実施要綱〉

訪問産婦数	実人数	延人数
	177	458

(3) 母子訪問指導

[保健所・保健センター]

保護者の健康問題や育児不安の軽減を図り、児の健全な発育発達をうながすため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が家庭訪問を実施している。

また、未熟児養育医療給付児および未熟で出生した児に対して発育・発達の問題や保護者の育児不安について特に支援が求められるため、相談・訪問指導等を継続的に実施している。

〈根拠法令等：母子保健法第10条・第19条〉

母子訪問指導実施状況

(延人員)

	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計	
総 数	340	2,685	283	369	2,172	2,846	2,734	11,429	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	
保健センター	西 区	24	126	15	14	103	232	242	756
	北 区	29	227	24	17	199	198	189	883
	大宮区	22	257	46	35	195	144	147	846
	見沼区	36	291	49	24	242	225	261	1,128
	中央区	22	191	15	23	162	250	193	856
	桜 区	34	187	12	44	143	210	206	836
	浦和区	45	450	39	101	346	432	382	1,795
	南 区	48	437	32	63	352	517	556	2,005
	緑 区	39	277	27	32	219	312	208	1,114
	岩槻区	41	242	24	16	211	326	350	1,210

※その他：親（妊婦・産婦を除く）・小学生・中学生・その他20歳未満の子ども・妊婦、産婦、親以外の家族などの総数

6 専門相談

(1) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等に対し、相談や情報の提供を行っている。

〈根拠法令等：さいたま市不妊治療支援事業実施要綱〉

ア 不妊相談(不育相談含む)

(7) 一般相談

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。

不妊相談(一般相談)実施状況

相談方法別件数			
電話	面接	その他	合計
3,723	340	14	4,077

相談内容(重複あり)	相談件数
不妊の原因について	0
不妊症の検査・治療について	13
不妊治療を実施している医療機関の情報について	5
主治医や医療機関に対する不満について	0
世間の偏見や無理解による不満について	0
家族に関すること	0
助成金について	4,063
不育症について	3
その他	0
合 計	4,084

(1) 専門相談

不妊治療に関する専門相談として、カウンセラーによる面接相談及び助産師等による電話相談を行っている。電話は専用回線を設置している。

不妊相談(専門相談)実施状況

相談種別	相談者延数
面接相談	10
電話相談	172

相談内容(重複あり)	相談件数	
	面接相談	電話相談
不妊の原因について	0	1
不妊症の検査・治療について	7	23
不妊治療を実施している医療機関の情報について	1	14
主治医や医療機関に対する不満について	0	0
世間の偏見や無理解による不満について	0	1
家族に関すること	0	3
助成金について	0	107
不育症について	2	15
仕事との両立について	0	0
その他	4	44
合 計	14	208

(2) 妊娠・出産の電話相談**[保健所]**

生涯を通じた女性の健康支援事業の一環として妊娠・出産に関して、保健師・助産師等が専用電話回線を通じて相談・助言等を行うことにより妊娠期からの切れ目のない支援を行う事業である。
 〈根拠法令等：妊娠・出産の電話相談実施要領〉

妊娠・出産の電話相談実施状況

	件数
妊娠・出産電話相談	27

相談内容（重複あり）	相談件数
望まない妊娠	1
家族・育児面の不安	4
出産病院がみつからない	2
経済的問題	2
その他	21
合計	30

(3) お母さんの心の健康相談**[保健所]**

保健所では、心の健康支援を必要とする母親の早期支援を目的として、精神科医による専門相談窓口を開設している。個別事例への対応と並行して、事例検討も実施している。

〈根拠法令等：お母さんの心の健康相談事業実施要領〉

お母さんの心の健康相談実施状況

実施回数	総数		保健師からの相談 件数
	実人員	延人員	
11	13	13	4

相談内容別(重複あり)	件数
EPDS高得点・産後うつ傾向	3
いらいする	5
母子関係	1
その他	6

診断内容別(重複あり)	件数
うつ状態	2
不安障害	1
適応障害	2
強迫性障害	1
その他	6

7 医療給付

保健所では、身体の発育が未熟なまま出生した乳児、身体に障害のある児童及び結核にかかり長期の入院を要すると認められた児童に対し、医療給付事業を実施している。

また、申請については、保健センターでも受け付けている。

(1) 未熟児養育医療給付

[保健所]

出生時の体重が2,000g以下及び医師が入院養育を必要と認めた新生児に対し、指定医療機関において必要な医療給付を行っている。

〈根拠法令等：母子保健法第20条〉

未熟児養育医療給付件数

申請件数	決定件数	支払決定実人員	決定件数の出生時体重別内訳	
467	466	472	1,000g以下	22
			1,001～1,500g	49
			1,501～1,800g	66
			1,801～2,000g	69
			2,001～2,300g	95
			2,301～2,500g	42
			2,501g以上	123

(2) 自立支援医療(育成医療)給付

[保健所]

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患を持つ児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる場合に、医療の給付及び補装具の交付を行っている。

〈根拠法令等：障害者総合支援法第58条第1項〉

育成医療給付件数

申請件数	決定件数	給付実人員	決定件数の種類別内訳	
216	196	166	肢体不自由	58
			視覚障害	6
			聴覚・平衡機能障害	12
			音声・言語・そしゃく機能障害	73
			心臓機能障害	31
			腎臓機能障害	0
			小腸機能障害	0
			その他(内臓疾患)	16
			免疫機能障害	0
			肝臓機能障害	0

(3) 結核児童療育医療給付

[保健所]

結核にかかっている児童に対し、医療の給付とともに入院中の学校教育と療養生活の指導を行っている。

〈根拠法令等：児童福祉法第21条の9〉

申請件数	0件
------	----

8 子ども虐待発生予防

(1) 妊娠期からの虐待予防強化事業

[保健所・保健センター]

保健所では、産科協力医療機関等との連携を通じて、虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し、適切な継続支援（訪問、面接等）を行い、子ども虐待の発生防止に努めている。また、ケース把握後は関係機関との連携を図り、定期的に事例検討会を行っている。

〈根拠法令等：妊娠期からの虐待予防強化事業実施要綱〉

医療機関からの連絡件数	827件
-------------	------

(2) 子ども虐待予防のための相談

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは関係機関からの連絡や、事業の利用等で把握した、虐待予防を主とした個別支援が必要と思われる対象者に対して、訪問・面接・電話による相談を実施している。

〈根拠法令等：母子保健法第10条〉

(人)

	訪問					面接					電話					
	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	
総 数	647	915	211	1,524	3,297	79	196	30	336	641	321	550	74	213	1,158	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	28	56	
保健センター	西 区	53	132	28	176	389	13	29	6	46	94	6	53	0	7	66
	北 区	56	92	4	187	339	8	35	5	101	149	21	131	27	22	201
	大宮区	65	45	25	121	256	7	12	2	30	51	79	38	7	30	154
	見沼区	89	46	3	146	284	12	48	15	51	126	35	42	10	13	100
	中央区	27	70	19	72	188	6	11	2	16	35	31	49	4	4	88
	桜 区	116	119	12	239	486	7	0	0	24	31	47	30	1	28	106
	浦和区	77	64	19	142	302	0	12	0	9	21	8	15	3	9	35
	南 区	10	96	54	51	211	0	1	0	1	2	7	10	0	0	17
	緑 区	58	86	13	92	249	1	11	0	13	25	12	14	3	9	38
	岩槻区	96	165	34	298	593	25	37	0	45	107	75	140	19	63	297

※子ども虐待予防のための相談は、3健康相談(1)育児相談・来所健康相談・電話相談、5訪問指導(3)母子訪問指導の再掲である。

(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業

[保健所・保健センター]

産婦・新生児訪問指導等利用者で継続支援が必要と思われる家庭及び母子訪問指導により、養育状況から頻繁な訪問が必要と判断される家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣している。子ども家庭支援員は、市が委嘱した保健師、助産師等が、所定の研修を修了後、事業に携わっている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項 〉

子ども家庭支援員訪問実施状況

訪問世帯数	
実数	延数
66	287

	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総 数	6	9	58	245	11	15	16	47	48	200	13	41	22	57	174	614	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保健センター	西 区	1	1	4	12	0	0	0	4	12	0	0	2	5	11	30	
	北 区	0	0	3	9	0	0	0	3	9	1	3	1	3	8	24	
	大宮 区	0	0	2	14	0	0	2	6	1	11	0	0	1	1	6	32
	見沼 区	0	0	10	53	7	10	1	4	10	41	1	2	2	8	31	118
	中央 区	0	0	2	6	0	0	2	5	1	3	1	1	1	1	7	16
	桜 区	2	5	8	29	3	4	1	1	7	24	1	10	5	16	27	89
	浦和 区	0	0	16	56	0	0	8	23	10	36	4	6	4	6	42	127
	南 区	1	1	3	12	1	1	0	0	3	11	1	4	2	6	11	35
	緑 区	1	1	4	16	0	0	2	8	3	15	4	15	4	11	18	66
	岩槻 区	1	1	6	38	0	0	0	0	6	38	0	0	0	0	13	77

※子ども虐待予防家庭訪問事業は、5訪問指導(3)母子訪問指導の再掲である。

(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)

[保健所]

子ども虐待予防には、親の軽微な子育て不安の早期解消や、精神面での支援が有効であると言われている。そこで、保健所では、育児不安への支援を行うことを目的とした、専用電話による育児不安電話相談を実施している。

相談内容により、保健所・保健センターでの対応だけでなく、病院、警察、NPO団体など、適切な相談機関への紹介も行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市「子育て不安電話相談」事業実施要領 〉

育児不安電話相談受付状況

[相談時間別件数]

総 数	10分未満	10~19分	20~29分	30~39分	40~49分	50~59分	60分以上
624	131	184	139	71	50	27	22

[相談内容別件数] (重複あり)

総 数	育児一般	育児不安	虐待	ドメスティックバイオレンス	相談者の人間関係	相談者の病気	その他
762	343	134	7	0	152	63	63

[相談対象年齢区分別人員] (重複あり)

		年齢														
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12~17	18~	不明
総数	824	187	95	98	61	55	50	37	50	36	25	9	9	76	14	22
男	338	78	29	30	23	24	18	16	40	21	12	5	3	37	1	1
女	419	76	63	66	34	28	29	20	10	14	12	4	6	38	13	6
不明	67	33	3	2	4	3	3	1	0	1	1	0	0	1	0	15

(5) お母さん的心の健康相談[再掲]

(28 ページ参照)

(6) ふれあい親子支援(MCGさいたま)

[保健所]

保健所では、育児不安を抱える母親、または母子関係に何らかの困難を感じている母親(被虐待経験を持つ母親を含む)を対象として、グループ活動を通して母親の心理的な安定を図り、適切な育児の実践と子ども虐待の発生を予防することを目的に、自らが抱える問題を安心して語ることができる場所と時間を提供する「ふれあい親子支援事業」を実施している。また、保健センター及び関係課職員との事例検討会も隨時実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市ふれあい親子支援事業実施要領 〉

ふれあい親子支援事業実施状況

開催場所	開催回数	参加者内訳	
		母(延人員)	児(延人員)
保健所	24	36	9

[事例検討件数]

総 数	内 訳		
	保健センター	保健所	その他
4	4	0	0

[面接実施人数]

総 数	内 訳		
	参加前	参加期間中	終了時
5	3	2	0

(7) 子ども虐待予防対応研修会

[保健所]

保健師等の児童虐待対応職員が、効果的な虐待予防の支援を行うために必要な知識・技術を習得すること、また各所属の組織的対応力の向上を目的として体系的な研修を開催している。

〈根拠法令等：子ども虐待予防対応研修実施要領〉

日時・会場	テーマ	講 師	対象者	参加者
4月25日（木） 自治医科大学附属 さいたま医療センター	母親の自殺事例に関する検討会	防衛医科大学校 佐野 信也 氏 (精神科医師)	保健センター、保健所保健師等	12名
7月11日（木） 保健所	母親の死亡事例の振り返り研修会	防衛医科大学校 佐野 信也 氏 (精神科医師)	中堅期から管理期の保健センター・保健所保健師	23名
11月18日（月） 保健所	切れ目ない支援のためのアセスメントについて～ケース支援に重要なアセスメント力のスキルアップを目指して～	なごみ相談室 塚原 洋子 氏 (保健師)	保健センター、保健所、子ども家庭総合センターの等の新任期の保健師	23名
1月28日（火） 保健所	動機付け面接の活用～対象者との関係を構築するための知識や技術のスキルアップを目指して～	国立成育医療研究センター 研究所 社会医学研究部 三瓶 舞紀子 氏	保健センター、保健所、子ども家庭総合センターの保健師、母子保健相談員等	13名
3月12日（木） 桜区保健センター	事例振り返り研修	なごみ相談室 塚原 洋子 氏 (保健師)	保健センター、保健所保健師	11名
西区：7月10日 北区：7月19日・2月25日 大宮区：10月25日 見沼区：9月30日 中央区：10月23日 桜区：9月27日・2月28日 浦和区：3月17日 南区：5月14日・2月19日 緑区：9月30日・1月24日 岩槻区：9月18日・2月14日	スーパーバイザー派遣研修 ・保健センターへの技術的支援	カウンセリングルームベア 田熊 喜代巳 氏 (臨床心理士)	保健センター職員	150名
西区：10月28日・1月29日 北区：6月28日・12月25日 大宮区：7月30日・1月31日 見沼区：6月24日・12月16日 中央区：7月19日・2月21日 桜区：6月27日・11月29日 浦和区：7月9日・9月27日 1月30日 南区：11月20日 緑区：7月31日・12月17日 岩槻区：6月17日・12月13日	スーパーバイザー派遣研修 ・保健センターへの技術的支援	なごみ相談室 塚原 洋子 氏 (保健師)	保健センター職員	200名

9 その他

(1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給

[保健所]

さいたま市では、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患で、7日以上入院治療した妊婦に対し、療養援助費の支給を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市妊娠高血圧症候群等療養援助費支給要綱 〉

支給件数	1 件
------	-----

(2) 新生児聴覚検査フォローアクション

[保健所]

新生児聴覚検査フォローアクションは、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育の機会を確保するとともに、聴覚障害の発見から途切れのない支援体制の充実を目的として実施している。

この事業は、保健師が産科医療機関と連携し、保護者へ訪問や面接等により支援を行うことで、早期に聴覚療育が行える体制の整備に重点をおいている。

〈 根拠法令等 : さいたま市新生児聴覚検査フォローアクション実施要綱 〉

新生児聴覚検査フォローアクション実施状況

検査人数	フォローアクション件数	精密検査結果		療育につながった件数
		異常なし	医療機関で継続フォロー	
3,852	15	7	8	0

※検査人数は、協力医療機関からの報告数

(3) 先天性代謝異常等検査事業

[保健所]

保健所では、フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症を早期に発見・治療するためマス・スクリーニング検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 先天性代謝異常等検査実施要綱 〉

先天性代謝異常等検査結果

検査件数	6,773
再検査件数	529

(4) 通訳ボランティアの派遣

[保健所・保健センター]

保健指導に通訳が必要となる際、保健福祉通訳ボランティアを派遣している。今年度は16件の利用があった。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条 〉

(5) 受胎調節実地指導員の指定申請(埼玉県への経由事務)

[保健所]

〈 根拠法令等 : 母体保護法施行規則第9条 〉

申請件数	1 件
------	-----

(6) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等からの相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

ア 不妊相談(不育相談含む)(27 ページ再掲)

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。また、専門的な相談については、カウンセラーによる面接相談及び助産師による電話相談を行っている。

イ 特定不妊治療費助成

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精をいう)を受ける市民に対し、その治療費の一部助成を行っている。

特定不妊治療費助成承認実績

助成件数	1,617
------	-------

早期不妊検査費助成承認実績

助成件数	457
------	-----

不育症検査費助成承認実績

助成件数	95
------	----

(7) 保健関係団体育成

[保健所・保健センター]

母子の保健と福祉の推進を目的に設立された恩賜財団母子愛育会を本部とした「さいたま市保健愛育会」は、地域に根ざした母子に限定しないボランティア活動を展開している。

現在、中央区、浦和区、南区、緑区、岩槻区で地区愛育会が活動している。

保健所は保健愛育会の事務局として、また、保健センターでは、センター事業への協力依頼や各地区の活動への支援をするなど、連携した地域活動を行っている。